

- 問題 1** ○ 自転車は、軽車両であり車道通行が原則です。例外として、自転車歩道通行可の標識があるとき、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転しているとき、道路工事や駐車車両などで通行困難なときや交通量が多い、車道の幅が狭いなどで通行の安全確保のためやむを得ない場合は歩道を通行することができます。  
(道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条)
- 問題 2** ✕ 自転車は、道路（車道）の中央から左の部分を通り抜けなければなりません。  
(道路交通法第17条)
- 問題 3** ✕ 自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。  
(道路交通法第63条の4)
- 問題 4** ✕ 一時停止標識がある場所では、自転車も必ず止まって安全を確認して通行しなければなりません。  
(道路交通法第43条)
- 問題 5** ○ 自転車は、夜間や昼間でもトンネルなどではライトをつけなければなりません。自転車のライトは、自分が進む方向を照らすだけでなく、他の車や人に自分の存在を知らせて事故を防ぐ意味もあります。  
(道路交通法第52条、道路交通法施行令第18条、東京都道路交通規則第9条)
- 問題 6** ✕ 携帯電話やスマートフォンなどの画面を注視しながらの運転だけでなく、手で保持して通話や操作をすることも禁止されています。通話や画面に意識が集中して周囲の危険を発見できないなど交通事故につながる危険な行為ですので、絶対にやめましょう。  
(道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条)
- 問題 7** ✕ イヤホンやヘッドホンなどを使用して、自動車の警音器の音や警察官の指示の声など、安全な運転に必要な交通に関する音や声が聞こえない状態で運転した場合は、両耳、片耳を問わず違反となります。運転中のイヤホン等の使用は、周囲への注意が散漫になり、事故の危険性が高まることもありますので、やめましょう。  
(道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条)
- 問題 8** ✕ ブレーキを備えていない自転車やブレーキが故障などで効かない状態の自転車は運転してはいけません。安全に乗るためにも、日頃から、ブレーキやタイヤなど自転車の点検整備を行いましょう。  
(道路交通法第63条の9、道路交通法施行規則第9条の3)
- 問題 9** ○ 自転車死亡事故の約7割が頭部に致命傷を受けています。被害を軽減するためにもヘルメットの着用が必要です。また、13歳未満の子どものヘルメット着用は努力義務となっていますので、保護者は自分が運転する自転車に同乗させる場合や子どもが自分で運転する場合にはヘルメットを着用させるよう努めてください。  
(道路交通法第63条の11)
- 問題 10** ○ 小学生が運転する自転車の交通事故で高額な賠償事例（約9,500万円）もあります。令和2年4月1日から東京都内では自転車保険（賠償責任保険など）の加入が義務化されます。自転車に乗る方は忘れずに加入しましょう。  
(東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)

